

事件番号 令和3年(ワ)第80015号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第20014号仮処分決定に基づく債権者の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、債務者による、令和3年1月14日の取締役会決議に基づく、債務者を株式交換完全親会社、株式会社オンサイトスクリーンを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を、行ってはならない。
- 2 本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反したときは、債務者は債権者に対し、違反行為1回につき金3億円の割合による金員を支払え。

令和3年2月25日

東京地方裁判所民事第21部

裁 判 官 原 啓 晋

(別紙)

当事者目録

東京都中央区築地二丁目15番15号 セントラル東銀座709号

債権者	オリオン1号投資事業有限責任組合
同代表者無限責任組合員	セノーテキャピタル株式会社
同代表者代表取締役	岡本武之
同代理人弁護士	石井絵梨子
同	三浦亮太
同	鍵崎亮一
同	今村潤
同	小倉徹
同	小林智洋

東京都港区赤坂八丁目5番28号

債務者	クレアホールディングス株式会社
同代表者代表取締役	黒田高史
同代理人弁護士	日野慎司
同	大塚和成
同	榎木智浩
同	葛西悠吾

以上

これは正本である。

令和3年2月25日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 山岡和子

